

議案第90号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下こ

の条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 目次 | 目次 |
| 第 1 章 略 | 第 1 章 略 |
| 第 2 章 普通税 | 第 2 章 普通税 |
| 第 1 節 県民税 | 第 1 節 県民税 |
| 第 1 款 略 | 第 1 款 略 |
| 第 2 款 個人の県民税(第22条 - <u>第39条の2</u>) | 第 2 款 個人の県民税(第22条 - <u>第39条</u>) |

第 3 款 ~ 第 7 款 略

第 2 節 ~ 第 10 節 略

第 3 章 及び 第 4 章 略

附則

(知事権限の委任)

第 4 条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和 29 年鳥取県条例第 27 号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例（平成 15 年鳥取県条例第 40 号）第 3 条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に委任する。

(1) ~ (14) 略

(15) 法第 700 条の 6 の 4 第 1 項後段の規定による特約業者の指定に係る意見の聴取、同条第 2 項又は第 9 項の規定による

第 3 款 ~ 第 7 款 略

第 2 節 ~ 第 10 節 略

第 3 章 及び 第 4 章 略

附則

(知事権限の委任)

第 4 条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和 29 年鳥取県条例第 27 号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を管轄する県税事務所長に委任する。

(1) ~ (14) 略

(15) 法第 700 条の 6 の 4 第 1 項後段の規定による特約業者の指定に係る意見の聴取、同条第 2 項又は第 8 項の規定による

特約業者の指定又は指定の取消しの通知及び報告並びに同条第4項及び第5項ただし書の規定による特約業者の指定の取消しの請求に関する事項

- 2 前項に定めるもののほか、同項第7号、第8号及び第10号から第13号までに掲げる事項については、鳥取県総合事務所設置条例第2条に規定する鳥取県東部総合事務所の総合事務所長に委任する。
- 3 法第20条の4の規定によって知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収に関しては、当該地方団体の徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所管する総合事務所長に委任する。
- 4 知事は、前3項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合には、総合事務所長に指示することができる。
- 5 第1項から第3項までの規定による委任に関し必要な事項は、規則で定める。

特約業者の指定又は指定の取消しの通知及び報告並びに同条第4項及び第5項ただし書の規定による特約業者の指定の取消しの請求に関する事項

- 2 前項に定めるもののほか、同項第7号、第8号及び第10号から第13号までに掲げる事項については、東部県税事務所長に委任する。
- 3 法第20条の4の規定によって知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収に関しては、当該地方団体の徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を管轄する県税事務所長に委任する。
- 4 知事は、前3項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合には、県税事務所長に指示することができる。

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。

略

2 略

(県税の減免)

第8条 略

2 知事は、前項の表の右欄並びに第137条の2及び第172条に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。

3 略

(公示送達)

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。

略

2 略

(県税の減免)

第8条 略

2 知事は、前項の表の右欄に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。

3 略

(公示送達)

第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を所管する総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例第1条の規定により設置された総合事務所をいう。次条において同じ。）の掲示場に規則で定める公示送達書を掲示して行うものとする。

（納税管理人の申告等）

第14条 法人等の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉱区税若しくは産業廃棄物処分場税の納税義務者又はゴルフ場利用税若しくは産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する総合事務所の管内（以下この項において「管内」という。）に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、

第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を管轄する県税事務所の掲示場に規則で定める公示送達書を掲示して行うものとする。

（納税管理人の申告等）

第14条 法人等の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉱区税若しくは産業廃棄物処分場税の納税義務者又はゴルフ場利用税若しくは産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を管轄する県税事務所の管内（以下この項において「管内」という。）に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、

又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 略

(申告書、届出書等の提出)

第19条 法、施行令、総務省令又はこの条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類の提出は、課税地を所管する総合事務所長を経由してしなければならない。

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 略

(申告書、届出書等の提出)

第19条 法、施行令、総務省令又はこの条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類の提出は、課税地を轄する県税事務所長を経由してしなければならない。

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

(1)~(4) 略

| | |
|--|--------|
| (4の2) 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの | 法人税割の額 |
|--|--------|

(5)~(7) 略

2及び3 略

4 法第25条第1項第2号に掲げる者で収益事業(法第24条第9項の施行令で定める範囲の事業をいう。以下この節において同じ。)を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、第1項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

5 法人税法第2条第6号の公益法人等(次に掲げる法人を含

(1)~(4) 略

(5)~(7) 略

2及び3 略

4 法第25条第1項第2号に掲げる者で収益事業(法第24条第9項の施行令で定める範囲の事業をいう。以下この節において同じ。)を行うものに対する県民税は、第1項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

5 法人税法第2条第6号の公益法人等(次に掲げる法人を含

む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

(1)~(5) 略

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

7 略

(個人の均等割の税率の特例)

第27条の2 平成19年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在に

む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

(1)~(5) 略

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節中法人に関する規定をこれに適用する。

7 略

(個人の均等割の税率の特例)

第27条の2 平成18年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在に

において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、600円とする。

（徴収取扱費の算定に関する報告等）

第39条 市町村長は、毎年4月1日から7月31日まで（以下この条及び次条において「前期」という。）及び8月1日から翌年3月31日まで（以下この条及び次条において「後期」という。）の期間に従い、法第47条第1項の規定によって徴収取扱費を算定し、それぞれ規則で定める報告書により、8月10日及び4月10日までに知事に報告しなければならない。この場合において、

において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、300円とする。

2. 平成19年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、600円とする。

（徴収取扱費の算定に関する報告）

第39条 市町村長は、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの期間に従い、法第47条第1項の規定によって徴収取扱費を算定し、それぞれ規則で定める報告書により、10月10日及び4月10日までに知事に報告しなければならない。

同項第1号の金額については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。

| | |
|--------|---------------------------------|
| (1) 前期 | 法第47条第1項第1号の金額の100分の60に相当する金額 |
| (2) 後期 | 法第47条第1項第1号の金額から(1)に係る金額を控除した金額 |

2 知事は、市町村長から前項の規定による報告があったときは、前期分は11月10日までに、後期分は5月10日までに、当該市町村に対して徴収取扱費を交付するものとする。

(徴収取扱費の報告に関する特例)

第39条の2 平成19年度及び平成20年度において、市町村長が法第47条第1項の徴収取扱費を算定し、知事に報告する場合における同項第1号の金額については、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。

| | |
|--------------------------|--|
| (1) 当該年度のそれぞれ前年度の後期に係る報告 | 当該年度における納税義務者の見込数に1,000円を乗じて得られる金額 |
| (2) 当該年度の前期に係る報告 | 当該年度における納税義務者数に3,000円を乗じて得られる金額の100分の60に相当する金額 |
| (3) 当該年度の後期に係る報告 | 当該年度における法第47条第1項第1号の金額から(1)及び(2)に係る金額の合算額を控除した金額 |

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

| | |
|------|----|
| 法人税割 | 税率 |
|------|----|

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

| | |
|------|----|
| 法人税割 | 税率 |
|------|----|

(1) 略

(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間(以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分の法人税割並びに特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。)

ア及びイ 略

(1) 略

(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間(以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間(第55条第1項の表(2)に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。)

ア及びイ 略

2～6 略

(利子割に係る更正及び決定に関する通知)

第52条 法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第71条の14第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告
加算金額の決定の通知及び法第71条の15第4項の規定による重
加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(利子割に係る不足金額等の納付手続)

第53条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額
(法第71条の12第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申
告加算金額(法第71条の14第1項に規定する過少申告加算金額
をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加
算金額をいう。)又は重加算金額(法第71条の15第1項及び第
2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ
納入書によってこれらを納入しなければならない。

2～6 略

(利子割に係る更正及び決定に関する通知)

第52条 法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第71条の14第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告
加算金額の決定の通知及び法第71条の15第4項の規定による重
加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(利子割に係る不足金額等の納付手続)

第53条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額
(法第71条の12第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申
告加算金額(法第71条の14第1項に規定する過少申告加算金額
をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加
算金額をいう。)又は重加算金額(法第71条の15第1項に規定
する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書によ
ってこれらを納入しなければならない。

2 略

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(配当割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の8 法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の35第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

2 略

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(配当割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の8 法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の35第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(配当割に係る不足金額等の納入手続)

第53条の9 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額（法第71条の33第1項に規定する不足金額をいう。）、過少申告加算金額（法第71条の35第1項に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法第71条の36第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 略

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(配当割に係る不足金額等の納入手続)

第53条の9 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額（法第71条の33第1項に規定する不足金額をいう。）、過少申告加算金額（法第71条の35第1項に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法第71条の36第1項に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 略

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の16 法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の55第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する証券業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の16 法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の55第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行

う。

(株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入手続)

第53条の17 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額(法第71条の53第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額(法第71条の55第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第71条の56第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 略

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成19年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2の規定にかかわらず、第27条及び第27条の2に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。

う。

(株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入手続)

第53条の17 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額(法第71条の53第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額(法第71条の55第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第71条の56第1項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 略

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成17年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2第1項の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあっては同条に定める額に、第27条の2第1

項に規定する個人の均等割の税率にあつては同項に定める額に、
それぞれ300円を加算した額とする。

2 平成18年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の
2第2項の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割
の税率にあつては同条に定める額に、第27条の2第2項に規定
する個人の均等割の税率にあつては同項に定める額に、それぞ
れ300円を加算した額とする。

3 平成19年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の
2第3項の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割
の税率にあつては同条に定める額に、第27条の2第3項に規定
する個人の均等割の税率にあつては同項に定める額に、それぞ
れ300円を加算した額とする。

(用語)

第53条の22 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、
それぞれ当該各号に定めるところによる。

(用語)

第53条の22 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、
それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(3) 略

(4) 収入割 法第72条第4号に規定する収入割をいう。

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

| 事業 | 額 | |
|----------------|--|---|
| (1) (2)に | ア 略 | |
| 掲げる事業 以外の事業 | イ 法第72条の4第1項各号 に掲げる法人、法第72条の 5第1項各号に掲げる法人、 特別法人（ <u>法第72条の24の</u> <u>7第5項</u> に規定する特別法 | 略 |

(1)~(3) 略

(4) 特定信託所得割 法第72条第4号に規定する特定信託所得割をいう。

(5) 収入割 法第72条第5号に規定する収入割をいう。

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

| 事業 | 額 | |
|---|---|---|
| (1) (2)及 <u>び(3)</u> に掲 げる事業以 外の事業 | ア 略 イ 法第72条の4第1項各号 に掲げる法人、法第72条の 5第1項各号に掲げる法人、 特別法人（ <u>法第72条の24の</u> <u>7第6項</u> に規定する特別法 | 略 |

人をいう。以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号口に規定する投資法人及び同号口に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(次条第1項の表において「外形標準課税対象外法人」という。)

人をいう。以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第1項第1号口に規定する投資法人及び同号口に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(次条第1項の表において「外形標準課税対象外法人」という。)

(2) 特定信託 特定信託所得割額

託（法第72
条第3号に
規定する特
定信託をい
う。以下こ
の節におい
て同じ。）
の受託者で
ある法人の
行う信託業
（特定信託
に係るもの
に限る。）

(2) 略

2 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附
則第2条に規定する特定保険業についての前項の規定の適用に

(3) 略

2 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附
則第2条に規定する特定保険業についての前項の規定の適用に

については、当分の間、当該特定保険業は、同項の表(2)の規定にかかわらず、同表(1)に掲げる事業とみなす。

3 略

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業（法第72条の2第11項の施行令に規定する事業をいう。）又は法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、法人の事業税に関する規定を適用する。

5 法人課税信託の引受けを行う個人には、第3項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

（法人の事業税の課税標準）

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の

については、当分の間、当該特定保険業は、同項の表(3)の規定にかかわらず、同表(1)に掲げる事業とみなす。

3 略

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業（法第72条の2第10項の施行令に規定する事業をいう。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、法人の事業税に関する規定をこれに適用する。

（法人の事業税の課税標準）

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の

事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

| 事業 | 課税標準 |
|--------------------|------|
| (1) (2)に掲げる事業以外の事業 | 略 |
| (2) 略 | |

2及び3 略

4 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の所得及び清

事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

| 事業 | 課税標準 | |
|--|---------|---|
| (1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業 | 略 | |
| (2) 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。) | 特定信託所得割 | 各特定信託の各計算期間(法第72条の13第26項から第31項までの規定により求められる同条第1項に規定する計算期間をいう。以下この節において同じ。)の所得 |
| (3) 略 | | |

2及び3 略

4 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の所得及び清

算所得は、法第72条の23の規定により算定される金額による。

5 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 事業 | 法人 | 金額 | 税率 |
|--------------------|-------------------------------------|----|----|
| (1) (2)に掲げる事業以外の事業 | 外形標準課税 対象法人(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定 | 略 | |

算所得並びに各特定信託の各計算期間の所得は、法第72条の23の規定により算定される金額による。

5 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 事業 | 法人 | 金額 | 税率 |
|-------------------------|----------------|----|----|
| (1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業 | 外形標準課税 対象法人 | 略 | |

する受託法人
をいう。以下
この条におい
て同じ。)を
除く。次項に
おいて同じ。)

略

略

| | | | |
|--|------|--|----------|
| (2) 特定信託 の受託者であ る法人の行う 信託業(特定 信託に係るも のに限る。) | 特別法人 | 各特定信託の 各計算期間の 所得のうち年 400万円以下 の金額 | 100分の5 |
| | | 各特定信託の 各計算期間の 所得のうち年 400万円を超 | 100分の6.6 |

| | える金額 | |
|--------|---|----------|
| その他の法人 | 各特定信託の 各計算期間の 所得のうち年 400万円以下 の金額 | 100分の5 |
| | 各特定信託の 各計算期間の 所得のうち年 400万円を超 え年800万円 以下の金額 | 100分の7.3 |
| | 各特定信託の 各計算期間の 所得のうち年 800万円を超 | 100分の9.6 |

(2) 略

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあつては、合計額)とする。

| 法人 | 金額 | 税率 |
|--------|----------------|----------|
| 外形標準 | 略 | |
| 課税対象法人 | 各事業年度の所得及び清算所得 | 100分の7.2 |
| 特別法人 | 各事業年度の所得及び清算所得 | 100分の6.6 |
| その他の | 各事業年度の所得及び清算所得 | 100分の9.6 |

える金額

(3) 略

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)又は(2)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 法人 | 金額 | 税率 |
|--------|----------------|----------|
| 外形標準 | 略 | |
| 課税対象法人 | 各事業年度の所得及び清算所得 | 100分の7.2 |
| | 各特定信託の各計算期間の所得 | 100分の9.6 |
| 特別法人 | 各事業年度の所得及び清算所得 | 100分の6.6 |
| | 各特定信託の各計算期間の所得 | 100分の6.6 |
| その他の | 各事業年度の所得及び清算所得 | 100分の9.6 |

法人

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 事業 | 金額 | 税率 |
|--------------------------------|----|----|
| (1) (2) に掲げる 事業以外 の事業 | 略 | |

法人

各特定信託の各計算期間の所得 100分の9.6

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 事業 | 金額 | 税率 |
|--|-------------------------------|----------|
| (1) (2) <u>及び(3)</u> に掲げる 事業以外 の事業 | 略 | |
| (2) 特定 信託の受 託者であ る法人の | 各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額 | 100分の5 |
| | 各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の6.6 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

(2) 略

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 金額 | 税率 |
|------------------|----------|
| 略 | |
| 各事業年度の所得のうち10億円を | 100分の7.9 |

| | |
|----------------------|---|
| 行う信託業(特定信託に係るものに限る。) | 額 |
|----------------------|---|

(3) 略

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)又は(2)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 金額 | 税率 |
|------------------|----------|
| 略 | |
| 各事業年度の所得のうち10億円を | 100分の7.9 |

超える金額

超える金額

各特定信託の各計算期間の所得

100分の6.6

(法人の事業税の申告納付)

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得及び清算所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第12項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

| 法人 | 期間 |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| (1)~(4) 略 | |
| (5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人 | 当該法人の当該事業年度の開始の日から6月を経過した日から2月以内の期間 |

| 法人 | 期間 |
|-----------------------------|---|
| (1)~(4) 略 | |
| (5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人 | 当該法人の当該事業年度又は計算期間の開始の日から6月を経過した日から2月以内の期間 |

(6)~(8) 略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 略

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人(収入割のみを申告納付すべきものを除く。)は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度(清算所得については、その算定の期間)に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき(当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人(同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係(第62条第4項において「連結完全支配関係」という。)がある同法第2条第12号の7の2に規定

(6)~(8) 略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 略

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人(収入割のみを申告納付すべきものを除く。)は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度(清算所得については、その算定の期間)又は計算期間に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき(当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人(同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係(次条第4項において「連結完全支配関係」という。)がある同法第2条第12号の7

する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

（法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知）

第63条 法第72条の42の規定による更正又は決定の通知、法第72条の46第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第72条の47第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

（法人の事業税に係る不足税額の納付手続）

の2に規定する連結親法人（次条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

（法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知）

第63条 法第72条の42の規定による更正又は決定の通知、法第72条の46第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第72条の47第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

（法人の事業税に係る不足税額の納付手続）

第64条 前条の通知書を受理した法人は、不足税額（法第72条の44第1項に規定する不足税額をいう。）、過少申告加算金額（法第72条の46第1項に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法第72条の47第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 略

（個人の区分経理の義務）

第64条の3 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる 事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

第64条 前条の通知書を受理した法人は、不足税額（法第72条の44第1項に規定する不足税額をいう。）、過少申告加算金額（法第72条の46第1項に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法第72条の47第1項に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 略

（個人の区分経理の義務）

第64条の3 法第72条の2第9項第1号から第5号までに掲げる 事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

(個人の事業税の税率)

第64条の4 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、所得にそれぞれ同表の税率の欄に定める率を乗じて得た金額とする。

| 区分 | 税率 |
|---|----|
| (1) 法第72条の2第8項に規定する 第一種事業を行う個人 | 略 |
| (2) 法第72条の2第9項に規定する 第二種事業を行う個人 | 略 |
| (3) 法第72条の2第10項に規定する 第三種事業((4)に掲げるものを除く。)を行う個人 | 略 |
| (4) 法第72条の2第10項に規定する 第三種事業のうち同項第5号又は第7号に掲げる事業を行う個人 | 略 |

(個人の事業税の税率)

第64条の4 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、所得にそれぞれ同表の税率の欄に定める率を乗じて得た金額とする。

| 区分 | 税率 |
|--|----|
| (1) 法第72条の2第7項に規定する 第一種事業を行う個人 | 略 |
| (2) 法第72条の2第8項に規定する 第二種事業を行う個人 | 略 |
| (3) 法第72条の2第9項に規定する 第三種事業((4)に掲げるものを除く。)を行う個人 | 略 |
| (4) 法第72条の2第9項に規定する 第三種事業のうち同項第4号、第5号又は第7号に掲げる事業を行う個人 | 略 |

(地方消費税の納税義務者等)

第70条 地方消費税は、法第72条の78第2項各号に掲げる事業者のうち、それぞれ当該各号に定める場所が県内に所在するもの（以下この条において「事業者」という。）の行った消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等（以下「課税資産の譲渡等」という。）については当該事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあっては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）を除く。）に対し譲渡割によって、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物については当該課税貨物を同項第2号に規定する保税地域（県内に所在する保税地域に限る。）から引き取る者に対し貨物割

人

(地方消費税の納税義務者等)

第70条 地方消費税は、法第72条の78第2項各号に掲げる事業者のうち、それぞれ当該各号に定める場所が県内に所在するもの（以下この条において「事業者」という。）の行った消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等（以下「課税資産の譲渡等」という。）については当該事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）に対し譲渡割によって、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物については当該課税貨物を同項第2号に規定する保税地域（県内に所在する保税地域に限る。）から引き取る者に対し貨物割によって課する。

によって課する。

2 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき1,074円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 たばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に
ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税
率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511
円とする。

2 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき898円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 平成18年7月1日以後に第115条第1項の売渡し又は同
条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」
という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、前
条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,074円
とする。

2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法(昭
和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たば
こ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙

(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知)

第123条 法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第74条の23第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告
加算金額の決定の通知及び法第74条の24第4項の規定による重
加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第124条 前条の通知書を受理した申告納税者は、不足税額(法
第74条の21第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加
算金額(法第74条の23第1項に規定する過少申告加算金額をい
う。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金

巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙
用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定
にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。

(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知)

第123条 法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第74条の23第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告
加算金額の決定の通知及び法第74条の24第4項の規定による重
加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第124条 前条の通知書を受理した申告納税者は、不足税額(法
第74条の21第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加
算金額(法第74条の23第1項に規定する過少申告加算金額をい
う。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金

額をいう。)又は重加算金額(法第74条の24第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 略

(ゴルフ場利用税に係る更正及び決定に関する通知)

第133条 法第87条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第90条第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第91条第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納付手続)

第134条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額(法第88条第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額(法第90条第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金

額をいう。)又は重加算金額(法第74条の24第1項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 略

(ゴルフ場利用税に係る更正及び決定に関する通知)

第133条 法第87条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第90条第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第91条第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納付手続)

第134条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額(法第88条第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額(法第90条第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金

額をいう。)又は重加算金額(法第91条第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税(第6号から第10号まで及び第13号に規定する自動車にあっては、平成19年度から平成21年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第5号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1) 道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない自動車

(2) 地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が所有する自動車で消防業務又は救急業務のために専用するもの

額をいう。)又は重加算金額(法第91条第1項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税(第9号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第14号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1) 商品であって使用しない自動車

(2) 地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が消防業務又は救急業務のために専用する自動車

(3) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が所有する自動車でへき地巡回診療のために専用するもの

(4) 削除

(5)及び(6) 略

(7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が所有する自動車で専ら入所者の通園若しくは通学又は入所者の医療機関への通院の用に供するもの

(8) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に

(3) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所がへき地巡回診療のために専用する 自動車

(4) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する各種学校において専ら生徒の教育練習の用に供する自動車

(5)及び(6) 略

(7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学又は入所者の医療機関への通院の用に供する 自動車

(8) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に

規定する就労継続支援に限る。) を行う法人又は同法第77条第1項第4号に規定する事業において同法第5条第21項に規定する地域活動支援センターを運営する法人が所有する自動車で専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

- (9) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車で専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)

ア～カ 略

- (10) 鳥取県小規模作業所運営事業助成条例(平成12年鳥取県条例第11号)第2条第2項に規定する小規模作業所を営む個人又は法人が所有する自動車で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

- (11) 社団法人全国保健センター連合会が所有し、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センターが使用する自動車で専ら母性並びに乳児及び幼児の

規定する就労継続支援に限る。以下「特定障害福祉サービス」という。)又は同法第77条第1項第4号に規定する事業(同法第5条第21項に規定する地域活動支援センターに係る事業に限る。以下「特定地域生活支援事業」という。)において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

- (9) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)

ア～カ 略

- (10) 鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例(平成12年鳥取県条例第11号)第2条第2項に規定する小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

- (11) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車

保健指導の用に供するもの

(12) 財団法人鳥取県交通安全協会が所有する自動車で専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの

(13) 地方バス路線維持のために政府が交付する路線維持費に係る補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用のバスのうち規則で定める基準を満たすもので地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供するもの

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄

(12) 財団法人鳥取県保健事業団及び財団法人中国労働衛生協会が専ら検診及び巡回診療の用に供する自動車(レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。)

(13) 財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(14) 地方バス路線維持のために政府が交付する路線維持費に係る補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスのうち知事が別に定める基準を満たすもの

に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税（第3号に掲げる場合にあっては、平成19年度から平成21年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を減免することができる。

(1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規

定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合

(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規

定する私立学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する各種学校が、その所有する自動車を専ら生徒の教育練習の用に供する場合

(3) 財団法人鳥取県保健事業団（以下この号において「保健事業団」という。）又は財団法人中国労働衛生協会が、その所有する自動車（レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。以下この号において同じ。）を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合（保健事業団が、財団法人結核予防会が所有する自動車を専ら検診及び巡回診療の用に供する場合を含む。）

（自動車税の減免額）

第137条の3 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当してい

た期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1号に該当するもの 第138条第1項に規定する
税率の12分の3に相当する額(賦課期日以後5月31日以前に
おいて、法第150条第2項の規定により月割をもって課税す
る場合は、当該月割額)

(2) 前条第2号に該当するもの 同号に規定する自動車と、
乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積
載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である第138条第
1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自
動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当す
る額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

(3) 前条第3号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額
の2分の1に相当する額

(自動車取得税の課税免除)

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第6号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(3) 略

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第12号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(3) 略

(4) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

(5) 社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学又は入所者の医療機関への通院の用に供する自動車

(6) 特定障害福祉サービス又は特定地域生活支援事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものであって、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。）

ア 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業

イ 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業

ウ 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護に係る事業

エ 障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスに係る事業

オ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業

カ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る事業

(8) 鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例第2条第2項に規定する小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

(4) 社団法人全国保健センター連合会が取得し、母子保健法

(9) 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センターが

第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車

(5) 略

(6) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車（当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録がされたものに限る。）

専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車

(10) 財団法人鳥取県保健事業団及び財団法人中国労働衛生協会が専ら検診及び巡回診療の用に供する自動車（レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。）

(11) 略

(12) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車（当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内（当該設立の日が鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成13年鳥取県条例第42号）の施行の前であるときは、平成13年4月1日から当該施行の日から6月を経過する日までの間））に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録がされたものに限る。）

(自動車取得税の減免)

第172条 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。

- (1) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合
- (2) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

(自動車取得税の減免額)

第172条の2 前条の規定により減免する額は、当該自動車の取得価額のうち構造の変更に必要な金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

(自動車取得税の減額)

第172条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に係る自動車取得税については、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造の変更又は身体障害者等が運転するための構造の変更に必要な金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を当該自動車の取得に係る自動車取得税の額から減額することができる。

- (1) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車
- (2) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のもの

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第184条 法第699条の18第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第699条の21第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第699条の22第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第185条 前条の通知書を受理した申告納付すべき納税者は、不足税額(法第699条の19第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加算金額(法第699条の21第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第699条の22第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第184条 法第699条の18第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第699条の21第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第699条の22第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第185条 前条の通知書を受理した申告納付すべき納税者は、不足税額(法第699条の19第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加算金額(法第699条の21第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第699条の22第1項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 略

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)

第205条 法第700条の30第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第700条の33第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第700条の34第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(軽油引取税に係る不足金額等の納付手続)

第206条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者は、不足金額 (法第700条の31第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額 (法第700条の33第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額 (同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。) 又は重加算金額 (法第700条の34第1項及び第2項に規定する重加算金額

2 略

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)

第205条 法第700条の30第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第700条の33第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第700条の34第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(軽油引取税に係る不足金額等の納付手続)

第206条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者は、不足金額 (法第700条の31第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額 (法第700条の33第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額 (同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。) 又は重加算金額 (法第700条の34第1項に規定する重加算金額をいう。)

をいう。)があるときは、それぞれ納入書又は納付書によって
これらを納入し、又は納付しなければならない。

2 略

(狩猟税の税率)

第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ
当該各号に定める額とする。

(1) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号
に掲げる者以外のもの 16,500円

(2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該
年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののう
ち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同
項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又
は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円

(3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者

があるときは、それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納
入し、又は納付しなければならない。

2 略

(狩猟税の税率)

第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞ
れ当該各号に定める額とする。

(1) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録
を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 16,500円

(2) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録
を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付すること
を要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控
除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する
者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外
の者 11,000円

で、次号に掲げる者以外のもの 8,200円

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者

で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない

もののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶

者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、

水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500

円

(5) 略

2 略

(産業廃棄物処分場税に係る更正及び決定に関する通知)

第228条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第733条の18第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(3) 略

2 略

(産業廃棄物処分場税に係る更正及び決定に関する通知)

第228条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、
法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(産業廃棄物処分場税に係る不足金額等の納入等の手続)

第229条 前条の通知書を受理した産業廃棄物処分場税の納税義務者又は特別徴収義務者(次条において「納税義務者等」という。)は、不足金額(法第733条の17第1項に規定する不足金額をいう。次条において同じ。)、過少申告加算金額(法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。)
又は重加算金額(法第733条の19第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納入し、又は納付しなければならない。

2 略

(産業廃棄物処分場税に係る不足金額等の納入等の手続)

第229条 前条の通知書を受理した産業廃棄物処分場税の納税義務者又は特別徴収義務者(次条において「納税義務者等」という。)は、不足金額(法第733条の17第1項に規定する不足金額をいう。次条において同じ。)、過少申告加算金額(法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。)
又は重加算金額(法第733条の19第1項又は第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納入し、又は納付しなければならない。

2 略

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正

後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（<u>第4号から第8号まで及び第11号</u>に規定する自動車にあっては、平成19年度から平成21年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、<u>第4号から第11号</u>までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたもの</p> | <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（<u>第6号から第10号まで及び第13号</u>に規定する自動車にあっては、平成19年度から平成21年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、<u>第5号から第13号</u>までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたもの</p> |

に限る。

(1)~(3) 略

(4) 略

に限る。

(1)~(3) 略

(4) 削除

(5) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「身体障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で次に掲げるもの(1台に限る。)

ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身体障害者等が所有するものに限る。)

イ 当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(6) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税（第4号に掲げる場合にあっては、平成19年度から平成21年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税（第3号に掲げる場合にあっては、平成19年度から平成21年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を減免することができる。

税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条及び次条において「身体障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車(1台に限る。)を所有する場合
- ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身体障害者等が所有するものに限る。)
- イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車
- ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に
限る。)の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 略

(1) 略

(3) 略

(4) 略

2 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により自動車税を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の

(2) 略

(3) 略

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当してい

要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 納付すべき自動車税の税額の全額又は23,000円（賦課期日後に納税義務が発

た期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

生じた場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期
日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月
までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算し
た額)のいずれか低い額

(3) 前条第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する
税率の12分の3に相当する額(賦課期日以後5月31日以前に
おいて、法第150条第2項の規定により月割をもって課税す
る場合は、当該月割額)

(4) 前条第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、
乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積
載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138条第
1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自
動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当す
る額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

(5) 前条第4号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額
の2分の1に相当する額

(1) 前条第1号に該当するもの 第138条第1項に規定する
税率の12分の3に相当する額(賦課期日以後5月31日以前に
おいて、法第150条第2項の規定により月割をもって課税す
る場合は、当該月割額)

(2) 前条第2号に該当するもの 同号に規定する自動車と、
乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積
載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138条第
1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自
動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当す
る額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

(3) 前条第3号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額
の2分の1に相当する額

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第5号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)及び(2) 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第6号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)及び(2) 略

(3) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条及び次条において「身体障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車で次に掲げるもの

ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身体障害者等が取得したものに限り。)

イ 当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(自動車取得税の減免)

第172条 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年（当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあっては、3年）以内に行った当該身体障害者等のための新たな

及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に

限る。）のためにその者を常時介護する者が運転する自動

車

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(自動車取得税の減免)

第172条 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。

自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が取得したものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に
限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常
時介護する者が運転する自動車

(2) 略

(1) 略

(3) 略

(自動車取得税の減免額)

第172条の2 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 当該自動車の取得に係る

自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に

応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転す

る回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の

生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回

数が1週間に1回又は2回である場合 当該自動車の取得

(2) 略

(自動車取得税の減免額)

第172条の2 前条の規定により減免する額は、当該自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

に係る自動車取得税の全額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第208条の改正及び附則第 6 条の規定 平成19年4月16日

(2) 第 2 条の規定並びに附則第 4 条第 2 項及び附則第 5 条第 2 項の規定 平成20年4月1日

(3) 第 1 条中第21条第 4 項及び第 5 項、第53条の 4 並びに第53条の12の改正、第64条の 4 の改正 (「同項第 4 号、第 5 号」を「同項第 5 号」に改める部分に限る。)、第117条及び第118条の改正並びに附則第 3 条の規定 地方税法の一部を改正する法律 (平成19年法律第 号。以下「改正法」という。) の施行の日

(4) 第 1 条中第21条第 1 項及び第 6 項、第40条、第53条の22、第54条、第55条、第58条、第60条、第61条並びに第64条の 3 の改正、第

64条の4の改正（「同項第4号、第5号」を「同項第5号」に改める部分を除く。）並びに第70条の改正並びに附則第7条の規定 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日

（5）第1条中第53条の14の改正 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第2条 平成18年度分の個人の均等割については、第1条の規定による改正前の鳥取県税条例第27条の2第1項及び第53条の19第2項の規定は、なおその効力を有する。

2 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第39条の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第3条 改正法による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第9項第4号に掲げる事業に対して課する平成18年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成19年4月1日以後に所有する自動車に対して課すべき自動車税について適用し、同日前に所有する自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年4月1日以後に所有する自動車に対して課すべ

き自動車税について適用し、同日前に所有する自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成19年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成20年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

第6条 新条例第208条の規定は、平成19年4月16日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)

第7条 新条例第21条、第40条、第53条の22、第54条、第55条、第58条、第60条、第61条、第64条の3、第64条の4及び第70条の規定は、信託法の施行の日以降に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託(以下この条において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

第8条 この条例の規定(第1条中第21条、第40条、第53条の4、第53条の12、第53条の14、第53条の22、第54条、第55条、第58条、第60条、第61条、第64条の3、第64条の4、第70条、第117条、第118条及び第208条の改正並びに附則第3条、第6条及び前条の規定に限る。以下この条において同じ。)は、改正法の施行によりその効力を生じるものとし、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。